

広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中	短期	
	事務実務科	総合実務科
	一年	一年
	二〇人	三〇人
	二〇人	三〇人
	を	

短期	総合実務科		
	一年	六月	一年
事務実務科	一年	一〇人	一〇人
	一年	一〇人	三〇人
			に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。